

平成27年(ワ)第570号 マイナンバー離脱等請求訴訟

原告 坊 真彦 外49名

被告 国

令和元年12月5日

準備書面 15

金沢地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明 外



第1 はじめに

1 原告らは、本件訴訟において、マイナンバー制度が憲法第13条で保障される自己情報コントロール権を不当に侵害していること等を理由として、被告に対しマイナンバーの収集等の差止め及び保存しているマイナンバーの削除を請求するとともに、漏洩の危険性、人格的自律権の侵害等による精神的苦痛に対する損害賠償を請求している。

そこで、本書面においては、原告らが具体的に、どのような精神的苦痛を被っているのかを明らかにする。

2 本件原告団らは、マイナンバー制度に対する精神的苦痛の内容を明らかにするために、令和元年5月から同7月まで、原告らを対象にマイナンバー制度に対する不安等についてアンケート調査した(別紙・質問事項、アンケート集計結果)。その結果、15名からの回答と9名からの陳述書が提出された(甲41の1ないし15、42の1ないし9)。

第2 本アンケートによる、原告らの精神的苦痛の内容

1 マイナンバーの提出について

(1) アンケートの質問事項【2-1】〈これまでに、マイナンバーの提出を求められたことがありますか。〉に対し、「①はい」(求められたことがある)と回答した人は15人中14人であった。提出先は、税務署や勤務先など納税手続きに関するものが殆どで、その他に給与支払いのため又は就職のためというものが各1人である(質問事項【2-2】(1)参照)。

次に、上記において「①はい」と回答した人のうち、実際にマイナンバーを提出した人は14人中3人のみであり、残りの11人は提出を求められたにもかかわらずそれに応じなかったとの結果であった(質問事項【2-2】(2)参照)。

(2) そして、【2-1】においてマイナンバーを提出したと答えた人に対し、質問事項【2-2】(3-1)〈マイナンバーを提出したことに関し、どのように思いましたか。〉と尋ねたところ、3人中1人が回答し、「提出したくないと伝えたが、決まりなのでといわれ、係に迷惑をかけたくないので提出した。割り切れない思いだった。」としている。さらに、同人は質問事項【3】〈マイナンバー制度に関し、何か不都合を感じた経験があれば、教えてください。〉に対し、「現在のところ不都合はないが、提出したマイナンバーが、どのように管理されているのか、とても不安に感じている。」と回答している。

すなわち、この原告は、自己の意思に反しマイナンバーを市に提出させられたことに割り切れない思いを抱いているだけでなく、提出したマイナンバーが市においてどのように管理され利用されるのか、漏洩の危険はないのかに関し、とても不安に感じているのである。

(3) 他方、【2-1】においてマイナンバーを提出しなかったと答えた人に対し、質問事項【2-2】(3-2)〈マイナンバーを提出しなかったことで、どのような結果になりましたか。〉と尋ねたところ、11人全員が、提出しないことにつき了解を得られ、特に問題は発生していない旨回答している。

このように、マイナンバーを提出しなくとも特に問題が発生せず、また行政事務が混乱した等の事情もないのであれば、少なくともマイナンバー制度に反対する原告らのマイナンバーを削除しても支障はないはずである。

2 マイナンバー制度に対する不安等について

(1) 質問事項【4】において、マイナンバー制度に関係してこれまでに発生した又は発生のおそれが指摘されている事故・事象のうち主なものを挙げ、不安を感じるものや気になるものを尋ねたところ、「①マイナンバーの漏洩」との回答が最も多く12人であった。

次いで、「⑦マイナンバー制度のシステム障害」、「⑨民間事業者による個人番号の目的外収集、不適切な保管」、「⑪マイナンバーの利用範囲の拡大」が2番目に多く11人であった。また、「⑫マイナンバーカード、マイナポータル利用範囲の拡大、運用の変更」は10人、「⑥マイナンバー通知カードの第三者による不正入手」は9人であり、回答者の半数以上がこれらのことを不安に思っていることが判明した。

その他、「⑩マイナンバー通知カード、個人番号が記載された名簿等の紛失」が7人、「②マイナンバーを記載した住民票の誤発行、誤郵送」、「③マイナンバー通知カードの作成漏れ」、「⑧マイナンバーカードの不具合」がそれぞれ6人、「④2人に同一のマイナンバーが割り振られてしまったこと」、「⑤マイナンバー通知カード誤配達、誤交付」がそれぞれ5人である。

(2) この結果を見ると、漏洩やシステム障害など、マイナンバーの管理者の故意によらない人的ミスに対する不安が大きいことが分かる。どんなに注意をしても人的ミスが不可避免的に起こることは、否定できない事実である。それ故、このことに対する不安を消し去ることは不可能と言わざるを得ない。

また、民間事業者による個人番号の目的外収集・不適切な保管やマイナン

バー通知カードの第三者による不正入手といった、安全対策の不十分さに対する不安も大きい。

現実に誤配送等の事故が起きていることも踏まえ、マイナンバー制度が本来予定していない、人的ミスや安全対策の不十分さから、大切な個人情報が流出することに対する不安は、かなり大きいのである。

- (3) また、マイナンバー制度に関係する事故・事象に対する不安としては、「⑬その他」として、漏洩等によりプライバシーが守られないことの外、国家により個人の思想・行動が監視されることによる萎縮効果を挙げるものも多い。

第3 陳述書による、原告らの精神的苦痛の内容

- 1 今回のアンケート調査においては、質問事項【5】として、マイナンバー制度に反対する理由やマイナンバー制度に対する意見、問題点、不安に感じること等につき、陳述書として記載してもらった。

その結果、原告らがこの制度に対して有する不安等は、主に以下の通りである。

2 マイナンバー制度に対する不安等

(1) 制度導入により監視社会になりうることに対する不安

ア マイナンバー制度には、後述するように、人的ミスあるいは不正アクセス等により特定個人情報が漏洩する危険が当初から指摘されており、これに対する不安の声がある。

しかし、たとえこのような漏洩等がなかったとしても、制度そのものが不当な人権侵害にあたるとして危惧する声も多い。

イ 陳述書の抜粋

甲42の1

「私の個人情報に国が管理することによって、個人の思想や行動等が監視され、管理された社会となるのではないかと不安である。」

甲42の4

「マイナンバー制度について強い不安と疑念を持っている者の一人です。」

その最たるものが、国家による個人情報の収集であり、その関連付けであり、紐つけです。まさに個人を「まる裸」にするものであり、国家＝権力者・警察が瞬時に、個人の「全て」を知りえる制度であり、全体主義、ファシズムへの一里塚となる悪制度です。進める側の人は、国家や行政は法律で縛られているから安心といますが、その国家が、一番「嘘」をいい、情報を隠し、ごまかし、無かったことにする、おまけに責任をとらないのです。その国家に、個人の情報や権利、自由は絶対に渡してはならないのです。なぜなら、国家が介入したり、覗き見し、普段から「弾圧」「監視」のために利用するからです。

これは単に、個人情報の収集・監視のみならず、表現の自由や知る権利、集会や結社の自由など全ての根幹をゆるがす問題であり、近代社会・人々が、このために「血」を流し、闘い続けてきた「珠玉の精華」です。その人々の闘いを無にするマイナンバー制度は、絶対に認めてはならないと考えます。」

甲42の6

「この制度は、マイナンバーカードの作成を推奨し、このカードに多くの機能を付加し、多岐にわたる個人情報を紐付けすることが可能な状態で国民全員の個人情報を国が一括管理することを可能にするものです。仮に行政の効率化にとって有効であったとしても、個人の情報が自分でコントロールできない状態で、国家権力の元に集約され利用

されることの危険性は排除されるべきです。

国がこの制度で得られるビッグデータにもとに、都合のいいように情報操作をしたり、国民をプロファイリングし、差別し選別をすることが可能になれば、国民主権、民主主義は破壊されることになるでしょう。個人の尊重を掲げる憲法違反であることは明白です。」

甲42の7

「戦前日本の絶対的な国家主義国家は、地域に張り巡らした監視体制を総動員し、戦時体制への批判を封じ、戦争動員を強力に押し進めました。その結果が、アジア全域でのおびただしい死であり、すさまじい破壊による廃墟でありました。

これを教訓に、個人の尊厳を最優先し、基本的人権として思想信条の自由や個人情報の保護が価値づけられてきたと思います。情報通信技術が高度に発達した現代に於いては、個人情報をいかに保護し、個人の自己情報を自らの意思に沿って運用する権利（自己情報コントロール権）の確立が求められるに至っています。

しかしながら、個人情報保護は反面、市民の情報共有を妨げ、人々を分断する作用を果たしてきました。その一方で、国家が個人のデータの一元管理者として登場するという矛盾があらわになっています。

「私の友人のことを私より国が隅々まで知っている。」

こうしたことは笑えないブラックジョークです。

マイナンバー制度の紐付け運用をさらに拡大していけば、私という一人の人格をあらゆる角度から丸裸にし、それが国家に不都合な存在ならば排除するという恐ろしい権力の道具になることを否定できるでしょうか。これは、新たな国民総監視社会による国民統制の時代とも言えるのではないのでしょうか。」

甲42の8

「この番号は、使い方により、国民管理のツールとして強い威力を発揮します。

例えば具体的には、国民に転居や改姓などの異動がある場合、同一人物を探すのに「マイ」ナンバーは決定的な役割を果たします。これを合鍵にすれば、容易に個人を追跡・照合することができます。

昨今のAIなど、科学技術の発展は驚異的なものがあり、顔認証や指紋照合、さらには実印複製や暗号・暗唱の作成・解読など多岐にわたっています。例えば、この技術に街中にある監視カメラとコンピューターの解析力を結び付ければ、アツと言う間に国家による国民管理が完成することになります。個人の行動傾向・思想信条・交友関係・購買歴・資産など、国家によってプライバシーが完全かつ容易に暴かれてしまいます。

その根幹は、秘密保護法によって守られた「マイ」ナンバーの国家管理にあります。

仮にこれが徹底すれば、即ち「マイ」ナンバーが国家という強い権力の管理下に汎用されれば、個人は、憲法に保障された思想信条の自由や良心の自由の行使を難しく感じるでしょう。そして挙句、憲法上の保障は脅かされることになるでしょう。日本には名目はあっても実質としての「自由」がなくなる危険があると考えべきです。管理に慣らされ、自分でものを考えない傾向を助長し、自己管理権・自己決定権にも影響が生じ、ただ従順なだけの国民が増え、国民主権・民主主義それ自体の土台が崩れます。」

甲42の9

「戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法改正案は、プライバシーの重大な侵害を引き起こす恐れが強いものです。戸籍には婚姻、離婚、親子、養子など出自にかかる大事な情報が含まれています。そ

れをマイナンバーによって法務省が「一元管理」できる体制をつくるものですが、情報管理の方法や情報保護措置の内容は明確ではありません。安倍政権は、消費税増税「対策」として、自治体発行ポイントのマイナンバーへの付与を盛り込むなど、普及へ手あたり次第です。国民が必要としない制度には、国民世論の目線で司法がきっぱりと公正な判断を示すべきです。」

(2) 個人情報の漏洩に対する不安

ア マイナンバー制度は、当初から、民間で広く収集・保存されることが予定されており、そのセキュリティ対策の遅れから、個人情報漏洩の危険性が指摘されていた。また、既に、人的ミスによる誤送等も発生しており、個人情報漏洩の危険性は解消される気配がない。このことに不安を感じている原告も多い。

イ 陳述書の抜粋

甲42の1

「 マイナンバー法に基づく制度は、自分の様々な個人情報が漏洩し、人に知られたくないことなどプライバシーが守られないのではないかと不安を感じる。」

甲42の3

「 二つの問題点を感じました。一つは、このマイナンバーを扱う人を本当に信用していいのかということです。個人情報が保護されて以来、何らかの形で入手した個人情報を売買し利益を得る、あるいは、犯罪に使うという事件が後を絶ちません。提出した相手を無条件に信頼していいのか。そして、そのマイナンバーがどのように保管されているのか。書面では、個人情報は目的以外に使用いたしませんと書かれていますが、それは建前のこと。犯罪者はそれを無視し、目的以外の利用します。このような提出のしかたは、あくまで性善説に依拠し

たものに他なりません。二つめは、提出されたマイナンバーの保管の問題です。書面で残れば、少なくとも複数人が閲覧可能であること、また、デジタル化してコンピューターに保存されれば、その安全性の問題です。連日のように、個人情報の流出が報道されています。そこには、それを扱う人間のミスによるもの、また、悪意を持って入手し、流出させたもの、また、その両方が重なったものなど様々です。何重もの安全対策が施されているコンピューターセキュリティも人間が作り出したものである以上、人間によって解除されるのは必然です。絶対に安全はあり得ません。日本の原発は絶対に安全といわれながら福島原発事故によってその神話はもろくも崩れ去りました。国の安全を守る重要なデータですら、様々な方法でアクセスされ、流出しています。

国は、マイナンバーによって、社会保障、税、災害対策の3分野について、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能とし、住民票コード、基礎年金番号、健康保険被保険者番号などを一括管理しようとしています。一旦マイナンバーが流出すれば、あらゆる個人情報が白日の下に晒される危険性があります。実際、厳重に管理されるはずのマイナンバーが、誤配送や、誤配信などによって流出しています。少なくとも、個人情報は個人で守る権利があり、それを保証するためマイナンバー制度からの離脱を認めるべきと考えます。」

甲42の9

「カードを持ち歩く機会が増えることで紛失、盗難のリスクが高くなります。既往歴など機微に触れる情報などの漏洩につながる危険も払しょくできません。」

(3) 番号で呼ばれることに対する問題点

ア マイナンバー制度は、国民一人一人に番号をつけるものである。そこ

で、まるで家畜やただの物のように数字をつけて管理されることが個人の尊厳を傷つけるとの声もある。

イ 陳述書の抜粋

甲 4 2 の 5

「私は、このマイナンバー制度が導入されれば、牛のように番号で管理、監視されることが不快だから、反対したし、カードも持たなかったが、私と同じように考える人が多いのだろうと思う。」

甲 4 2 の 8

「かつて旧 7 3 1 部隊のマルタは、人間としての人格も尊厳も奪われた名前のない番号でした。番号で呼ばれ、モノとして取り扱われました。番号付けはこれに類する行為です。こんなものは有益どころか有害そのものです。これまで支障なくやってこられたではありませんか。悪魔にこんなツールを渡してはなりません。」

(4) 制度自体が無意味であり不必要であるとの意見

ア 以上のように、マイナンバー制度に対する不安が大きい一方で、マイナンバー制度自体の存在意義に疑問を呈する声も少なくない。

イ 陳述書の抜粋

甲 4 2 の 1

「各自治体は国からのマイナンバー制度の対応で、システムの変更費など、多くの資金を投じており問題だ。マイナンバーカードの普及率が約 10%と低い中で不合理であり問題だ。」

甲 4 2 の 5

「政府が必要性を大々的に宣伝して、始めたマイナンバー制度は、導入して 4 年ぐらいたつと思うが、活用率は全国で 10 数%といわれている。結果からすれば、そんなに人々にとって必要性がないことを現実の数字が示している。そして、制度の必要性を訴える声もほとんど聞

こえない。」

「政府が、このマイナンバー制度導入のために費やした費用は、膨大だし、報道されている限りでも、不具合な事案の処理にも多額のお金を使っている。制度を続ければ更に、それが拡大することは目に見えている。だから、直ちに制度を撤回、廃止するべきだ。」

甲42の2

「老人ホームの書るいや、何かにつけて「マイナンバー」を記入せよカードをみせて欲しいといわれましたので、「市役所でみて下さい」と毎年、同じ繰り返しでした。だから母が入所を断られることはなく、マイナンバーの変りに健康保険証を使っていました。

全国でこのような行政が行われているのでしょうか。一体、何の為にナンバーなのか、「背番号」をつけるだけのマイナンバーは無用だと思います。」

甲42の9

「マイナンバー制度は開始から4年目に入りましたが、国の情報管理への警戒感、手続きのわずらわしさなどから、ほとんど活用されていません。顔写真付きの「マイナンバーカード」(申請は任意)を取得した人は、住民の13%にとどまっています。昨年末に内閣府が発表した世論調査では「取得していないし、今後も予定がない」53%でした。理由は「必要性が感じられない」が6割以上で、個人情報の漏洩やカードの紛失や盗難を心配する意見もすくなくありません。不安が根強いことが浮き彫りになっています。」

第3 まとめ

今回のアンケート調査により、原告らが、マイナンバー制度に対し多くの不安等を抱いているかが明らかとなった。

そして、これらの不安等は、情報漏洩等の予想外のアクシデントにまつわるものだけではない。マイナンバー制度がプライバシー権を侵害することや国が国民を管理することそのものに対する不安、精神的苦痛を抱いている原告が如何に多いのかも、今回の調査により明らかとなった。

これらの精神的苦痛を取り除く方法は、原告らのマイナンバーの収集等を差止め、保存しているマイナンバーを削除する以外にない。

以上